

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
5月17日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
 - 指定施設要件の変更予定保安林(萩市)(森林整備課).....二
- 公告
 - 一般競争入札の実施(防災危機管理課).....二
 - 一般競争入札の実施(農林水産政策課).....三
 - 県営千人塚二号地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....五
 - 基本測量の実施(監理課).....五
 - 基本測量の実施の終了(監理課).....五
- 選管告示
 - 政治団体の名称等.....五
 - 政治団体の異動事項.....六
 - 解散等に係る政治団体の名称等.....七
 - 資金管理団体の名称等.....七
 - 資金管理団体の異動事項.....七
 - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....八
 - 指定の取消しに係る資金管理団体の名称等.....八



山口県告示第百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山口在宅クリニク	山口市赤妻町八番二八号	令和四、二、二八
宮野薬局	宇部市文京町一〇番四〇号	〃 〃 〃
アイプラス薬局平井店	山口市平井二九八の六	〃 〃 〃
むさし薬局	光市大字岩田小池東九七八の三	〃 〃 〃
アイプラス調剤薬局東山店	周南市東山町二番三号	〃 〃 〃

山口県告示第百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たると耳鼻咽喉科クリニク	宇部市東須恵一九六一の一	令和四、四、一
ふじもと眼科クリニク	岩国市尾津町二丁目二二番一〇号	〃 〃 〃
宮野薬局	宇部市文京町一〇番四〇号	〃 〃 〃
アイプラス薬局平井店	山口市平井二九八の六	〃 〃 〃
夏みかん薬局	萩市土原五四三の一八	〃 〃 〃
むさし薬局	光市大字岩田二三五六の三	〃 〃 〃
アイプラス調剤薬局東山店	周南市東山町二番三号	〃 〃 〃
セノステ訪問看護宇部山口防府ステーション	山口市小郡花園町一番一、二、三、四、五番	〃 〃 〃
萩・田万川みたらし訪問看護ステーション	萩市下田万二七三〇	〃 〃 〃
訪問看護ステーションこもれび	周南市城ヶ丘四丁目三五〇四番二、三、四、五番	〃 〃 〃

山口県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

令和四年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字雲雀山梅戸ノ浴一一九七六、字雲雀山梅戸口一一九七七、字雲雀山一一九八〇、字雲雀山梅戸一一九八一、一一九八二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）



(八二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

統合原子力防災ネットワーク用通信機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和五年三月一日から令和十年二月二十九日までの間

(四) 使用場所

山口県総務部防災危機管理課災害対策室ほか三箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和四年五月十七日から同年六月三十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部防災危機管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(一) 提出場所

山口県総務部防災危機管理課

(二) 受領期限

令和四年六月二十九日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和四年六月三十日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

令和四年六月三十日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年六月二十二日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県総務部防災危機管理課（電話〇八三一九三三―三三九六〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Disaster Prevention and Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the product to be leased: Telecommunication equipment for the Integrated Nuclear Emergency Preparedness Network

(3) Term of use: From March 1, 2023 to February 29, 2028

(4) Place of use: Disaster risk management room, Disaster Prevention and Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government and 3 other places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Disaster Prevention and Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-2370)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 29, 2022 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M. June 30, 2022)

(八三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

(一) 次に掲げる業務の委託

業務の名称及び数量

山口県農林総合技術センターの精密機器等の運送業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和五年三月二十九日までの間

(四) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百七十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七号の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和四年山口県告示第二十一号)に基づく資格審査において、貨物運送について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 令和四年五月十七日から同年七月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市大内氷上一丁目一番一号 山口県農林総合技術センター総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和四年五月十七日午前九時から同年六月三十日午後五時までの間、山口県農林総合技術センターのホームページの「山口県農林総合技術センターの精密機器等の運送業務の一般競争入札の実施」に掲載することにより行う。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林総合技術センター総務課

(三) 受領期限

令和四年六月三十日午後五時(入札書を持参する場合は、令和四年七月一日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市大内氷上一丁目一番一号 山口県農林総合技術センター一階第一会議室

(二) 日時

令和四年七月一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第六百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県農林総合技術センター所長 久田 恒夫

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和四年六月十日午後五時までに山口県農林総合技術センター総務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和四年六月十六日までに発送する。

1 入札参加予定申請書

2 契約実績一覧表

(五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、令和四年六月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇

八三一九三三三一九一五)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県農林総合技術センター総務課(電話〇八三一九二七〇二二二)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Agriculture and Forestry General Technology Center, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the quantity of the services to be required: Transport service of precision machines and other devices belonging to Agriculture and Forestry General Technology Center, Yamaguchi Prefectural Government (as shown in the specification)
- (3) Term of the contract: From the day after the contract through March 29, 2023
- (4) place of performance: By the directions of the tender and the specification
- (5) Center in charge of the procurement and Contact point for the notice: Agriculture and Forestry General Technology Center, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1-1 Uchi Hikami, Yamaguchi City (Tel. 083-927-0211)
- (6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M., June 30, 2022 (If brought in person: 10:00 A.M. July 1, 2022)

(八四) 県営千人塚二号地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営千人塚二号地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営千人塚二号地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和四年五月十八日から同年六月六日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(八五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
基本測量(航空レーザー測量)
- 二 作業の地域
下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、長門市、美祢市及び山陽小野田市
- 三 作業の期間
令和四年六月一日から令和五年三月三十一日まで

(八六) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
基本測量(国土広域情報修正)
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年五月十七日

山口県選挙管理委員会公告 秋本泰治

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (年月日)
	氏名	公職の種類				
国民民主党山口県総支部連合会	大内 一也	参議院議員	大内 一也	周南市新地町/5番23号	政治資金規正法第19条の第1号に定める国会議員の關係団体	令和4、3、31

政治団体の名称	代表者の氏名		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (年月日)
	氏名	正				
木原愛子後援会	木原 アイ	栗林 正	栗林 愛実	下松市大字東豊井/944の7		令和4、3、1
くりばやし正後援会	栗林 正	栗林 正	栗林 愛実	山口市下笠小路/4の7		” 4
女性議員を増やす会	石村 牧世	北村 良子	” 良子	” 大内間田5丁目4番/2号		” 8
内藤ひろし後援会	内藤 博	内藤 博	内藤 恵	下関市豊浦町大字宇賀8220		” 17
前野弘明を励ます会	前野 弘明	前野 弘明	前野 佳子	岩国市通津/951の10		” 2、23
米本太郎後援会	間野 信行	間野 信行	米本 文明	山口市下小崎9961		” 3、1

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
自由民主党岩国支部	寺園 久恵	会計責任者	村井圭太郎	松村 昌夫	令和4、1
自由民主党豊浦支部	高瀬 利也	”	林 透	戸澤 昭夫	” 10
自由民主党山口県自動車販売支部	小川 秀夫	代表者	小川 秀夫	上野龍之介	” 2、18
自由民主党山口県水産支部	森友 信	会計責任者	白石 隆幸	山田 歳彦	” 3、11
自由民主党大和支部	林 節子	代表者	林 節子	熊野 茂公	” 2、27
日本共産党山口県西部地区委員会	吹上 政子	代表者	吹上 政子	光市大字三輪/988の3	令和3、12
有近まちこ後援会	田中 雅史	”	田中 雅史	勝村 靖夫	令和4、3、15
池田ゆたか後援会	池田 豊	事務所	防府市中央町4番/号	防府市惣社町/番42号	” 1
伊藤ひとし後援会	山根 淳一	会計責任者	伊藤 俊子	山根 正治	” 13
おなかまの会	古谷 俊之	”	木下 空	大坪 公輔	令和3、”
木佐木大助後援会	吹上 政子	代表者	吹上 政子	片山 房一	” 12、12
政治結社大日本興友会	酒見 彰	事務所	下関市彦島迫町3丁目6番30号	下関市柳江町2丁目6番2号	令和4、3、24
瀧川勉後援会	山根 康夫	代表者	山根 康夫	吉野 政秋	” 1、1
竹村かつし若獅子会	丸山 敬喜	国会議員関係の区分	国会議員関係の政治団体	国会議員関係の政治団体	” 3、”
つねまつ恵子後援会	小柳 明治	事務所	山陽小野田市大字有町/920の3	山陽小野田市大字西高泊/676の3	” 25
西中忍後援会	田村 義治	代表者	田村 義治	林 理一郎	” 2、20

山近 和浩	山近和浩後援会	事務所	光市岩狩 / 丁目 10 番 / 2 号	光市三井 6 丁目 / 5 番 5 号	令和 4、3、20
-------	---------	-----	----------------------	---------------------	-----------

山口県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でない くならなかった年月日)
小野 泰	小野泰後援会	令和 3、12、31

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の指定の取消しをした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (取消年月日)
前野 弘明	山口の未来をよくする会	令和 4、2、28